

(第十一部)

第二回参議院商業委員會會議錄第三号

昭和二十三年七月四日(日曜日) 午
前十一時四十三分開会

本日の會議に付した事件

○輸出品取締法案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員(松政二憲) それでは只今
から開会いたします。輸出品取締法案
について、これまで度々予備審査をし
て参りましたが、本法案は昨日衆議院
の本會議を通過した由でありますか
ら、今日はこれは本審査になります。
前日に引續き質疑を続行したと思いま
す。御意見のある方はどうぞ御発言を
お願いいたします。

○油井賢太郎君 長官にお伺いしたい
のですが、この間公聴会の節に、今ま
で民間で以て自発的に検査を行なつて
おつた團體に對しても、この法律が
通りますと、そういう検査ができな
くなる。全部國營に移るといふこと
で、國營に移つた際に、民間團體の
検査員が少く給料が上つても、
たとへば倍になつても、國營検査所の方
へ就任することは困難であるといふよ
うなことを言つております。こういう
者に對してはどういうふうな御処
置を取られますか、特に又待遇等にお
いても、優遇されることを請うといふ
ようなことでもおありになるのか、一
應お伺いいたします。

○政府委員(永井幸太郎君) 懇談をい
たしまして、續いてやつて貰うように
いたしたいと思ひますが、事情万止む
を得ない場合は、何らかそれに代る方

法を講ずるより方法はないと思いま
す。それでできるだけ、技術官のこと
でありますから、待遇の点もできるだ
け優遇できるようにいたしたいと思ひ
ます。そういう人はあまり多くはない
と考えておるのであります。

○黒川武雄君 先般質問いたしましたの
であります。貿易關係の手續が非常に
煩雜であります。その上検査等のこと
が起れば、より以上手續が煩雜になつ
て困りはしないかといふことをお尋ね
いたしましたところ、次長から、すべ
ての商品について検査を受ける必要は
ない、主務大臣が必要と認めたものに
限るといふような御答弁がありました。
そういういたしますと、その主務大臣
が認めるということとは、從來の國內に
おける信用とか、そういう關係によつ
て認めるわけでございますか。例へば
自轉車なら富田の自轉車、こういう
な、從來信用のおける自轉車、これに
ついては検査をしないで出づ、こうい
うお考えでありますようか。

○政府委員(永井幸太郎君) 今度の檢
査の根本の理念が、大体業者、メーカ
の自願、責任感に俟つといふことが
根本でございます。國家としては警察
的に、隨時必要と認めたときに全部又
は抜取検査をする。全部検査を必要と
認めれば全部、抜取検査を必要とし
て、それをするといふように理念が變
つております。政府が全部検査せん
らん、日本から輸出された物は、全部
政府の検査を経たものであるといふこ
とにいたしますと、海外へ非常な劣等

な品物が出ておつたときに、政府の檢
査の信用にも關わることであります。
で、そういうふうになつております。
それから第三條におきまして、主務大
臣が必要と認めた物の検査をする、そ
の品種は大体二十品目くらい只今やる
ことになつておりました、必要に應じ
まして、それを加えることがあるよう
になつております。それから手續が非
常に煩雜であるといふことは、内外か
ら苦情がありますので、できるだけ簡
便にすることにやつておりました、も
う近く業者自身が契約の当事者になる
といふことに変へつてありますので、
この貿易資金特別會計法の改正により
まして、業者が先方と契約の当事者
になる。政府はそれから得ました外貨を
買取るといふことになつたと思ひま
す。これは非常に手續が簡便になつたと思
ひます。その上價格比率のP・R・Sを突
行いたしますから、契約の値段の査定、
それから支拂等に非常に簡便になると
考へております。いろ／＼の手續が余
程簡便化されると考へております。

○油井賢太郎君 國營検査で以てやつ
た品目については、品質が段々落ちた
といふような結果は、全然なかつたや
うに私は記憶しておるのですが、とか
く日本の商品は、最初の品位と後から
出て来るものと、大分違ふといふ非難
が多かつたのであります。これに對し
ては戦前検査がなかつたために、品位
が落ちたといふわけだつたのか、それ
とも検査があつてもやはり品位が落ち
て、非常に粗悪品といふ悪名を蒙つ

たことがあつたのですか。それについ
てちよつと……

○政府委員(永井幸太郎君) 國家検査
をいたしておりました生糸とか、羽二
重とか、そういうものについては、そ
ういふことはなかつたと思ひます。そ
れから最初積出したものがよくて、段
々悪くなつたといふような場合は、非
常に激甚な國際競争の結果、一部では
心ならずも、買手の方の品質を落して
呉れ、安ければよいといふようなこと
の申込みに誘惑されて、そういうこと
をやつたものもありますし、或いは非常
に無責任な業者が段々品質を落したと
いふこともあります。終戦後、民間貿
易が始まりましたからの趨勢を見ており
ますと、そういうたような非常な不正
な、無責任に品質を落したといふよう
な例は、今のところ余りないようであ
ります。併し今後ともそういうことの
ないようには、この法律によりまして、
警察的な意味で、しつちやう検査を
して、その品位を落さんように努めた
と思ひます。

○油井賢太郎君 そうしますと、バイ
ヤリから、品質を落しても値段の安い
方がよいといふような注文が沢山来た
場合には、やはりこれは、國家として
輸出に不向きとして禁止するといふ方
針になるのですか。

政府委員(永井幸太郎君) 第三條、第
四條の商品に對しましては、嚴重にそ
れができるわけでありまして、
○油井賢太郎君 指定されないもの
は、もうどういふ商品を作つても構わ

ないという結論になりますね。

○政府委員(永井幸太郎君) そういう
ことになります場合に、その防禦方
法としましては、こちらは先方の契約
の承認を、今のところ貿易廳がしまし
て、司令部がそれを有効化する。一々
契約を承認する場合に、この人の製造
能力では、こういうものはできる筈が
ない。それから非常な安物を賣ること
もできないのです。これは外貨の底
値を決めておきますので、そこでチェ
ックができるわけです。契約を承認す
る場合に、一應當りまして、このメー
カーでこの機械を持つていて、こうい
う物はできない筈だといふことはあり
ます。その他は、やはりメーカーの、
自分の信用を保持することが必要であ
るという責任感に俟つより方法はない
と思ひます。契約を一々承認いたしま
すから、そこで十分なチェックができ
ると考へております。併し、これはす
べてを法律で目的を達することはでき
ないので、やはり良品を出して、親切
と誠意の籠つた品物を出して、戦前の
日本の商品が、安からず悪からずとい
うような評判の拂拭をするように、業
者の本當の自覺に俟つより外ないと思
へております。やはりそういうたよう
な國民運動と言ひますが、そういうた
ような啓蒙運動も私は必要ではな
いかと思ひます。

○藤田達郎君 それではお伺いします
が、大体これは相當の経路を經まして、
一通り呑込むことはできまして、この
法案の建前から言つて、自分としては

アメリカから油を輸出する。そういう場合に、太平洋沿岸でも二、三のそういう民営の会社があります。それが

うな証明をいたします。それが非常に最大の権威になつておりまして、方人がこれを疑わないといううなことをやつておるのがあります。恐らくそういつたことをお考えになつたのではないうかと思えるのであります。これを百般の輸出品に全部さういうものを拵えまして、そのいう権威ある民営の会社ができ、その民営の会社が、権

査をするというところで引合うことにな
るというまでには、なか／＼時日が掛
かりますと思います。今一松委員長の
おつしやつたような制度は、大変いい
ことだと思いますが、これは全体の商
品には適用できないかと思えます。普
通の物の通つことも、單まつことも、

そうしてそれに技術的の検査のできる商品、つまりその検査人の勘だとかといつたようなものでなしに、機械設備科学的の技術で、そういう検査ができるという商品でありましたならば、非常に結構な制度になりますが、今直ちに実行し導るのが、ちよつと今こう、

う状態ではむずかしいと思いますが、非常にいいお考えだと思いますので、そういうことに適した商品がありますれば、そういった御度を替えるというところは、適当と考えております。尙政府の方でも研究いたしまして、御趣旨のあるところを研究して行きたいと思

○藝園長(一松政二君) この間の民間業者の、ここでの意見によりますと、

林
新
の
性
を
全
く
ス
る
に
二
ノ
の

十分そういつた点を徹底させたいと思
つております。
ば、いわゆる独占禁止の法に触れます
が、一個に限らずして、検査機関を業

検査に従事する団体のごときは、或いは営業として成立つのではないかと、いう考えもいたしております。ただ只今長官から、できるものは成るべくそういうふうに行きたい、その方法は誠によい方法であるという御答弁でありましたので、この問題はそういう希望を私は申上げ、且つ政府自身も又、そういう意思ありという表現でありましたから、これを以てこの問題は打切つて置きます。外に御発言もありませんか。別に御発言もないようでありま

的に賛成いたします。併し今度國營検査になりますと、以前のように手数料を取らないで無料で行うということに、私は多大の危惧を抱く者であります。例えば検査員が、今まで検査料を貰つておた際でも、業者に対していろいろの要求をするとかいつたような点も、各方面に多々あつたように伺つておるのであります。無料になりましたら、どうもこの弊害が一層助長されはしないかという点があるものであります。殊に政府関係におきましての設備に對して、極めて経費の關係からいたしまして、不満足なものが多いいという点が生ずると懸念されるのであります。こういう点を十分に御注意下さいまして、日本の輸出品は、世界に冠たる立派な品位であるといふところまで向上させるような意気込みを以て検査に当られんことを條件にいたして、賛成する者であります。

【総員起立】
○委員長(一松政二君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決いたしました。尙本會議における委員長、委員長の御報告は、委員長に於いて本案の内容、委員会における質疑應答並びに討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認を願うことに御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(一松政二君) 御異議ないと認め、これより委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(一松政二君) 御異議ないと認め、討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

【多数意見者署名】
○委員長(一松政二君) 御署名漏れはございませんか。……なしと認め、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会
出席者は左の通り。

○結城安次君 私はこの法案全部に對して賛意を表します。ただ如何にも非能率な役所である。これだけは特に上司として御注意を願いたい。いわば輸出品という場合に、民間でしたら金に詰るから、明後日というのを明日出す、これが間に合うように、朝でも夜でも、いつでも検査するくらいの検査員がしつかりして呉れんと、これはうまく行かないのであります。非常に迷惑を與えることになる。もう四時、今日は駄目、退廳、明日、明日行つて見ると九時、九時になれば午後というようなことは、到底この問題はうまく行かないと思ひます。本場に民間のために、日本のために又従來民間の検査所をやつておつたそれ以上の成果を挙げ、親切丁寧にやつて貰いたいということを特に希望して賛意を表します。

○委員(一松政二君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて、直ちに採決いたします。輸出品取締法案を可決することに賛成の方の御起立を願います。

七月四日 本委員会に左の事件を付託

政府委員	商工政務次官 駒井 藤平君
	貿易局長官 永井幸太郎君
	貿易局次官 新井 茂君
委員	黒川 武雄君
	油井賢太郎君
	九鬼紋十郎君
	小林米三郎君
	佐伯卯四郎君
	島津 忠彦君
	結城 安次君
理事	林屋龜次郎君
	鎌田 逸郎君
委員	一松 政二君

昭和二十三年十月二十三日印刷

昭和二十三年十月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局